

平成31年度 国の予算・制度等に関する要望の回答

平成30年10月に自由民主党東京都支部連合会の要望聴取会で行った、平成31年度国の予算・税制等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

回答には、担当議員の 中川雅治参議院議員からもコメントをいただいております。

1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

(要望内容)

平成27年6月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、品質重視の入札・契約制度への改革の重要な契機となりました。東京都においては、総合評価制度入札の拡充、複数年契約案件の拡充が進んでおりますが、国の機関等におきましても品質重視の方向性を更に確実なものとするために、以下のとおり要望します。

ア 国機関、地方公共団体、特殊法人等に対し、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう指導いただきたい。また、平成28年4月、厚生労働省から都道府県・政令市・特別区に対し、建築物衛生行政の適正な運営に関する課長通知が発せられましたが、今後も定期的にこうした通知を発し、指導を徹底していただきたい。

【厚生労働省 回答】

厚生労働省では、平成27年6月に、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を策定し、関係官庁、地方公共団体等に対してガイドラインを通知し、適切な発注を行うよう求めている。

また、ガイドライン発注後は、継続的に、全国ビルメンテナンス協会と連携しつつ、発注担当者に対するセミナーなどの場において、ガイドラインの周知徹底を図っている。

引き続き、全国ビルメンテナンス協会と連携しつつ、関係官庁、地方公共団体等に対して、ガイドラインの周知徹底してまいりたい。また、ビルメンテナンス協会において、協会会員、地方公共団体等の発注者担当者等に対する勉強会を開催される場合には、厚生労働省としても、出席し説明するなど積極的に対応してまいりたい。

また、後述の2の(2)に関連するが、最低賃金改定時などの時機をとらえて、周知徹底を図ってまいりたい。

(中川議員のコメント)

現在、自民党の公共工物品質確保に関する議員連盟(会長 根本匠、中川は副会長)において、公共工物品質確保法の改正を検討しており、

「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来に

わたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」

との条文を新設する方向で進められています。

このことによって、ビルメンテナンス業務の発注にあたって品質重視の方向性が更に確実なものとなっていくことが期待されます。

(要望内容)

イ 国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について調査を行い、本年も「公共工事品質確保に関する議員連盟総会」にて、調査結果の説明が行われております。厚生労働省における清掃業務を対象とする調査の結果につきましても、同様のご対応をされるとともに、結果の公表をお願いいたします。

【厚生労働省 回答】

厚生労働省では、平成 28 年 12 月に、各省庁、各都道府県に対し、ガイドラインの再周知とともに、ガイドラインにおける主要な事項の現状についてアンケートを実施した。

そのアンケート結果については、ビルメンテナンス協会に情報提供を行うとともに、全国ビルメンテナンス協会と連携して実施した発注担当者に対するセミナーにおいて情報提供を行っており、各機関における取組の参考としていただいているところである。

今後、例えば 2～3 年に 1 回の頻度で実施状況調査を行うことにより、ガイドラインの実効性を確認するよう努めてまいりたい。また、その調査結果について、ビルメンテナンス協会にも情報提供を行ってまいりたい。

(要望内容)

ウ 低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取組みを強化していただきたい。

【厚生労働省 回答】

低炭素社会の実現の観点ではないが、建築物における衛生的な環境の確保の観点から、厚生労働省で策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」においては、総合評価落札方式における業務実施能力の評価にあたっては、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制などを適切に評価項目に設定するよう求めている。

全国ビルメンテナンス協会と連携して実施した発注担当者に対するセミナーにおいては、ガイドラインの説明を行う際に、インスペクター制度についても紹介しているところである。

引き続き、ガイドラインの周知徹底にあたっては、業者業務履行状況に対する検査の体制などを適切に評価項目に設定するよう求めるとともに、インスペクター制度についても紹介してまいりたい。

【環境省 回答】

エコチューニングについては、環境配慮契約法における平成 30 年度の基本方針の見直しに当たり、新

たに「建築物の維持管理に係る契約」を7つ目の契約類型を追加しました。

その解説資料において、建築物の運用段階に当たっての省エネルギー・省CO2化に係る取組の推進のために

- ・建築物維持管理業務において、エコチューニングを活用することを紹介
 - ・発注者が設定する入札参加要件として、「事業者の業務実績及び実施体制」及び「専門技術者の配置」などを設定することの例示
- をしております。

このように、国等の機関の建築物の維持管理を委託する場合には、エコチューニングの活用を含めた省エネルギー・省CO2化等に係る環境配慮を求めることにより、温室効果ガスの排出削減等に努めてまいります。

(要望内容)

エ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成23年)で定めた、入札及び契約の内容の透明性を確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表について、平成29年度の実施状況調査では、20府省庁中2府省庁が公表しておりません。すべての府省庁が原則どおり指名停止業者名を公表されるよう、働きかけを強化していただきたい。

【国土交通省 回答】

各省各庁の長は、公共工事入札契約適正化法に基づき、公共工事の入札及び契約に関する透明性の確保等を図るため、指名停止を受けた者の名称など適正化指針(※1)に定める一定の事項を公表するよう努めなければならないとされています。

(※1)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

(平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日最終変更)

当該事項に関する各省各庁の長の措置状況については、財務省及び国土交通省において、毎年度調査を実施し、その結果を公表するとともに、指名停止措置の適切な運用などについて要請しているところです。

なお、平成30年度の調査結果によると、1団体が指名停止業者を公表することとなったことから、非公表としている団体は19府省庁のうち1団体となっております。

今後とも、これらの取組を通じて、指名停止業者の公表も含めた公共工事の入札及び契約の適正化に取り組んでまいります。

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

(要望内容)

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から501人以上の企業で、昨年4月1日からは500人以下の企業でも労使が合意すれば勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大されております。さらに8月27日の日本経済新聞では、月収6.8万円以上への引き下げ、従業員数の要件撤廃を視野に入れた適用拡大案の検討が報

道されております。

人手不足と人件費高騰が続く中、事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用の対象外である週 20 時間以下勤務の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがねません。社会保険適用拡大の際は、補助制度の導入・充実など、実効性のある支援策を実施されたい。

【厚生労働省 回答】

- 1、働きたい方が働きやすい環境を整えていくという観点からは、社会保険制度について、企業や労働者が就業調整を意識しなくてすむ制度にしていくことが重要です。同時に、より多くの方について、年金などの保障を厚くする観点から、社会保険の適用拡大を着実に進めていくことが重要と考えています。
- 2、社会保険の適用拡大については、平成 28 年 10 月から、大企業で働く週の所定労働時間が 20 時間以上等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象とし、また、平成 29 年の 4 月から、労使合意を前提に中小企業にも適用拡大の途を開いたところです。
- 3、なお、こうした適用拡大の取組みと合わせて、短時間労働者の賃金の引上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことにより、処遇改善を進める事業主に対してキャリアアップ助成金による支援を実施しているところです。
- 4、また、現在、この短時間労働者に対する適用拡大を含め、働き方の多様化を踏まえた社会保険における対応について検討を行うため、有識者や労働者・使用者団体からなる懇談会においてご議論いただいているところです。
- 5、今後につきましては、この懇談会において関係団体からヒアリングなどを行うとともに、適用拡大が事業主や短時間労働者に及ぼす影響なども踏まえつつ、更なる適用拡大について、しっかりと検討してまいりたいと考えています。

(中川議員のコメント)

3月22日に、ビルメンテナンス議員連盟の役員同席のもとで、全国ビルメンテナンス協会の役員の方々より、厚生労働省年金局の担当者に、短時間労働者の社会保険適用の拡大がビルメンテナンス企業の経営を直撃し、雇用の縮小にも繋がりがねない実情について纏々説明がありました。

厚生労働省においては、ビルメンテナンス企業の実情をも踏まえて検討が進められるものと考えます。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

(要望内容)

東京地方最低賃金審議会は、平成 30 年 8 月 6 日に今年度の東京都最低賃金を 27 円 (2.82%) 引き上げ、985 円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、東京では毎年 10 月 1 日からであるため、引き上げ前の金額で人件費を積算し落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫す

ることとなります。

昨年7月25日の閣議決定は、「国等は、特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする」としております。

ガイドラインにおいては「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定を、引き続き周知徹底していただきたい。

【厚生労働省 回答】

ガイドラインにおいては、入札契約段階において、「入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）による最低賃金に係る制度（最低賃金額の改定等）について十分周知することとする。」とし、また、業務実施段階において、「最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。」と示しており、個々の契約において、最低賃金の改定を考慮するよう求めているところです。

ガイドラインの周知徹底に当たっては、最低賃金の改定についても考慮するよう、引き続き周知徹底してまいります。

（3）障がい者雇用への支援策について

（要望内容）

平成30年4月より障害者雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ32年度末までに2.3%に引き上げることが決まりました。また対象企業は30年度には従業員50人以上から45.5人以上に、32年度には43.5人以上に見直すことになりました。

本年8月、中央省庁の障害者雇用率について、頻繁に報道されましたが、これは法定雇用率達成が困難なことの一面を示していたように思われます。当業界は、身体障がい者だけでなく知的障がい者等を雇用し、障がいのある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障がい者雇用を促進させるために、以下のとおり要望します。

ア 知的障がい者を雇用する場合は、必ずサポーター（補助者）の配置を必要としますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーターの経費を見積もる余地がありません。サポーター経費を含めた契約案件の試行をお願いいたします

【厚生労働省 回答】

1、入札制度において、仕様書で障害者及びサポーター（補助者）の配置を要件とすることは妨げられているわけではないが、事業の趣旨及び内容等を勘案した上で、個別の事業ごとにそうした要件が設定されるものと承知している。

2、なお、障害者の定着支援として、ハローワークの職員やジョブコーチ等が職場に出向いて、

- ・ 障害者の能力や障害特性を踏まえた、担当業務の選定や配置転換
- ・ 働きやすい執務環境の構築
- ・ 健康面等にも配慮した雇用管理 等

について助言を行っている。

(要望内容)

イ 現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のための付与数値は、売上高や資本金等が算定項目となっており、障害者雇用率は算定項目にありません。東京都では、入札格付け審査項目に障害者雇用率が導入されています。国におかれましても、省庁統一資格の付与数値の算定項目に障害者雇用率の新設をお願いいたします。

【厚生労働省 回答】

- 1、事業主における障害者雇用の取組を推進するため、御指摘のような、入札参加資格として、障害者雇用率を達成している事業主であることを設定することは考えられる。

- 2、現在、厚生労働省職業安定局における入札案件については、競争参加資格として
 - ・障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、
 - ・障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを要件としている。

- 3、今後、まずは、厚生労働省の他の部局においてもこのような取組を実施するよう働きかけてまいります。

(要望内容)

ウ 障がい者が従事しやすい環境づくりの一環として、ビルオーナーに対しては、障がい者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合には、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルメンテナンス会社における障がい者雇用を後押しする制度の創設について、引き続き検討をお願い致します。

【厚生労働省 回答】

- 1、ご指摘の障害者雇用を後押しする制度について、現在、表彰制度として、
 - ・障害者の雇用割合が高く、
 - ・障害者に関して積極的に職業安定機関を利用し、障害者の雇用が安定している事業所のうち、その成果が特に顕著な事業所に対して、表彰を行っている。

- 2、このように、表彰制度は、障害者を積極的に雇用する事業所を対象としており、障害者を活用する業者への作業等の委託を行う事業所までを対象とすることは困難である。

最後になりますが、2020年のオリンピック・パラリンピック大会に向けて、様々な議論が進むなか、「サマータイム制度の導入」について様々な報道がなされています。酷暑ともいえる開催時期におきまして、少しでも快適な環境で大会が運営されることは、選手にも観客にも、たいへん重要なことです。

サマータイム導入の検討にあたりましては、交通機関の運行、オフィス施設における作業時間の確保、作業従事者の生活リズムの変化に対する対策など、各企業、従業員の負担を軽減させる施策を併せてご検討いただきますよう、強く要望致します。

以 上

(中川議員のコメント)

サマータイムについては種々問題点が指摘されており、又批判も強く、その導入が実現する状況にはないものと考えます。